

役員及び評議員の報酬等
に関する規程

社会福祉法人
姫路社会福祉事業協会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路社会福祉事業協会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬（給与、賞与）
- (2) 非常勤の役員等報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
- (2) 賞与別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月28日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第10条2項の規定に準じて支給）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。
- 3 常勤役員に対する報酬は本人より同意を得たうえで、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 1円未満の端数については、これを切りさげる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、役員等の報酬等支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1

(常勤の理事の報酬)

役職名及び報酬の月額

理事長 月額 748,000 円

- ① 勤務総年数 43 年(内、副施設長勤務 1 年 施設長勤務 24 年 理事長勤務 6 年)を考慮
- ② 近隣市町村賃金及び社会福祉法人等の役員報酬等を考慮
- ③ 業務内容は別紙、決裁規程及び定款の定めによる業務内容とする。

別表第2

(常勤の理事の賞与)

7 月の賞与 報酬月額×0.67ヶ月分・12 月の賞与 報酬月額×0.67ヶ月分

但し、法人の事業実績の著しい低下、その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

別表第3

(非常勤の役員等の報酬)

(1) 理事

日額

理事会等会議への出席 10,000 円

上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,000 円

(注) 上記金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後の金額

(2) 監事

日額

監事監査及び理事会・評議員会への出席 10,000 円

(但し、税理士・公認会計士・弁護士の有資格者については 20,000 円とする)

上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,000 円

(注) 上記金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額

(3) 評議員

日額

評議員会への出席 10,000 円

上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,000 円

(注) 上記金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後の金額

(4) 評議員選任・解任委員

日額

評議員選任・解任委員会への出席 10,000 円

上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,000 円

(注) 上記金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後の金額